

## *Bhavasamkrāntisūtra* を引用する Bhāviveka と Dharmapāla

池 田 道 浩

一 問題の所在 Bhāviveka<sup>1)</sup> は *BhSS*, 2 を *MHK*, V, k.75 及び *PP* に引用し瑜伽行派を批判する。前稿では *MHK* における Bhāviveka の意図を考察した<sup>2)</sup>。本稿では *PP* における Bhāviveka の意図とそれに対する Dharmapāla の見解を考察する。その問題の偈は次のようなものである。

yena yena hi nāmnā vai yo yo dharmo 'bhilapyate/  
na sa samvidyate tatra dharmānām sā hi dharmatā<sup>3)</sup>//

実にそれぞれの名称によってそれぞれの法が言語表現される。

それはそこに存在しない。それこそが諸法の法性である。

「それが (sa) そこに (tatra) 存在しない」という文は、文法的には sa→dharma, tatra→nāman であり、「法が名称に存在しない」と読むべきである。しかし、Bhāviveka は一貫して sa→nāman, tatra→dharma と取り、「名称が法に存在しない」と読ませる。この Bhāviveka の瑜伽行派批判は Dharmapāla により再批判される。

二 *MHK* における引用 前稿の要旨を簡単に述べたい。*MHK* における Bhāviveka の意図については、従来、*TJ* の記述により《*BhSS*, 2 は中観派瑜伽行派両派に共通の教証であり、事物 (vastu) が言語表現できないことの教証として Bhāviveka は *BhSS* を引用し、その際彼は特異な文法的解釈をとった》と理解されてきた<sup>4)</sup>。しかし《事物は言語表現できない》という *TJ* の主張は、むしろ Bhāviveka が批判した瑜伽行派の主張に近い。《事物は多様な言葉で表現されるが、事物に多様な本質は無く、事物は言語表現を超えている》という瑜伽行派の前主張に対し、Bhāviveka は《事物は必ず言語表現される》という見解によって批判を行う。従って *TJ* の見解は *MHK* と矛盾しており、同一著者のものとは思えない。また、Bhāviveka の特異な文法的解釈は、かつて瑜伽行派によってなされたものである。『菩薩地』は事物が言語表現できないことの教証として *BhSS* を引き、「名称 (遍計所執性) が法 (依他起性) に存在しない」と読ませ、

《sa→nāman, tatra→dharma》という操作を行った。Bhāviveka はこの文法的欺瞞をそっくりそのまま瑜伽行派に突き付けることで瑜伽行派への痛烈な皮肉を意図したと思われる<sup>2)</sup>。

### 三 PP における引用 Bhāviveka は以下の文脈で BhSS, 2 を引用する。

もし [瑜伽行派が] 経典の中に、

(a) 遍計された事物は存在しない。(b) 依他起は存在する。

(cd) 増益と損減の辺を分別する者は破滅する。(LA, II, 191)

と説かれているので、依他起は存在する、というのなら、経典の意味は、(a) 依他起において名称は存在するのではないから、(b) 依他起も言説として幻や夢のような本質をもつものとして存在していることを明瞭にしているのであって、他の [経典の中] にも、以下のように、

実にそれぞれの名称によってそれぞれの法が言語表現される。

それはそこに存在しない。それこそが諸法の法性である。(BhSS, 2)

と説かれ……(PP, D. 243b<sup>4-6</sup>, P. 305b<sup>1-4</sup>, PpI, D. 282a<sup>5</sup>-282b<sup>6</sup>, P. 335a<sup>4</sup>-335b<sup>6</sup>)

ここで BhSS は LA の (a) と対応させられており、MHK とは文脈が異なる。MHK では《依他起は言語表現できない》という問題と《依他起の實在》の問題とが同時に論じられた。しかし、PP では前者の問題は触れられず、依他起の不可言の教証に使われた BhSS を、全く反対の主張の教証に使った MHK の強烈な皮肉は感じられない。PP では LA の (a) について、世俗において言語表現の対象が存在することのみが述べられ、BhSS はその教証に使われている。ここでも Bhāviveka は瑜伽行派の「名称が法に存在しない」という解釈をそのまま突き付けている。BhSS によって単なる依他起の世俗有を述べた PP のこの見解は、MHK が容認しなかった、不可言の vastu の世俗有を認める TJ に若干近づいてしまったのである。

### 四 Dharmapāla の見解 LA に対するこの Bhāviveka の見解を批判して、Dharmapāla は以下のように述べる。

[1] 此釋不然。義相違故。若名於義非有故無，義亦於名是。無何有。又於其義所立名言，既因緣生如義應有。若妄所執能證性無，妄執所證其性豈有。名隨世俗有證表能。汝不許爲依他起性，義亦隨俗假說有能，何不許爲遍計所執。[2] 世俗假立能證所證，無應並無，有應齊有。如何經說一有一無。故汝所言，不符經義。[3] 應信遍計所執性無。是諸世間妄情立故。依他起性從因緣生。非妄情爲應信是有。[4] 彼證已義，復引經言，

由立此此名 詮於彼彼法 彼皆性非有 由法性皆然 (BhSS, 2)

[5] 此頌不能證成彼義。經意不說名於義無，但說所證法性非有。辨諸法性皆不可證。

(120) *Bhavasamkrāntisūtra* を引用する Bhāviveka と Dharmapāla (池田)

名言所詮皆是共相。諸法自相皆絶名言。自相非無，共相非有。此中略説所詮性無，非謂能詮其性實有。故頌但説彼非有言。不爾應言此性非有。〔大乗廣百論釋論〕大正 30, No. 1571, p. 247b<sup>23</sup>-c<sup>16</sup>)

彼の見解は《LA は単に依他起性の実在と遍計所執性の非実在を説いているにすぎない [3]，名称が遍計所執性であるなら，その対象も遍計所執性であり，両者は共に実在しない [1, 2]，BhSS は「名称が対象に存在しない」と説くのではなく対象の非実在を説く [5]》と理解できる。この Dharmapāla の解釈は「言語表現の対象である vastu の実在と名称の非実在」を主張した『菩薩地』と相違する。瑜伽行派の三性説における名称と対象に対する見解の変化と考えられる。

五 結論 ・MHK では依他起性の存在とその言語表現の問題とが一括して扱われるが，PP では後者の問題は検討されない。依他起の世俗有のみの教証として BhSS, 2 は引用される。・Dharmapāla は BhSS, 2 を文法的に正しく解釈しながら，依他起の実在と遍計所執の非存在を読み取る。これは『菩薩地』と相違し，三性説の変化を表している。

---

略号 BhSS: *Bhavasamkrāntisūtra*, MHK: *Madhyamaka-hṛdaya-kārikā*, TJ: *Tar-kajvālā*, PP: *Prajñāpradīpa*, PPT: *PP-ṭīkā*, LA: *Laṅkāvatārasūtra*.

- 1) Bhāviveka の名称は江島恵教「Bhāvaviveka/Bhavya/Bhāviveka」『印仏研』38-2, pp. 846-838 参照。 2) 拙稿「*Bhavasamkrāntisūtra* を引用する Bhāviveka の意図」『曹洞宗研究員紀要』26。 3) Sastri, “*Bhavasamkrānti Sūtra and Nāgārjuna’s Bhavasamkrānti Śāstra*”, Adyar 1938, p. 5, および, Bahulkar, “*The Madhyamaka-hṛdaya-kārikā of Bhāvaviveka*, A Photographic Reproduction of Prof. V. V. Gokhale’s Copy”, *SAMBHĀSĀ*, No. 15, 1994 には “nāmnā vai”→“nāmnā to”, “sā hi dharmatā”→“sā ca dharmatā”, *Tattvasamgrahapañjikā*, G.O.S. p. 12, l. 12, B.B. p. 15, l. 14 では “na sa samvidyate”→“nasau samvidyate” と引用される。 4) 山口益『仏教に於ける無と有との対論』repr. 1941, pp. 511-517, 袴谷憲昭「*Bhavasamkrāntisūtra*」『駒大論集』8, pp. 302-275, 松田和信「*Vyākhyāyukti* の二諦説」『印仏研』33-2, pp. 756-750, 江島恵教「Bhāviveka の言語観」『成田山紀要』15, pp. 75-93.

〈キーワード〉 *Bhavasamkrāntisūtra*, Bhāviveka, Dharmapāla, 三性説

(駒沢大学大学院研究生)